

協働・共感で響きあう
まちづくりをLEADする
京丹後市商工会



京丹後市 Kyotango City Society of Commerce & Industry

商工会だより



京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1
 ●TEL.0772-62-0342 ●FAX.0772-62-3553 ●URL : http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp
 ●網野支所/TEL.72-1863 ●大宮支所/TEL.68-0038 ●丹後支所/TEL.75-2222 ●久美浜支所/TEL.82-0155 ●弥栄支所/TEL.65-3137 (火・金のみ)

頑張る企業を



応援します!



募集が開始されている 主な「事業者向け各種補助金」のご案内

各補助金の募集要項や申請様式につきましては、当会ホームページに掲載しています

令和元年度 中小企業知恵の経営ステップアップ事業

京都府と京丹後市商工会では、厳しい経営環境にある中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ支援事業」制度を実施しております。これは中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ったみなさんが実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援するものです。

対象企業	京丹後市内に事業所(団体)等を有する※中小企業等及び商店街団体 ※中小企業等の範囲は詳細版をご確認ください																					
補助事業の対象	(1)経営改善に取り組む中小企業等や売上向上を目指す商店街団体(経営改善型) (2)創業予定者と雇用を伴う創業(5年目まで対象)及び第二創業に係る取組(起業支援型) (3)専門家の派遣く経営改善型のみ別途実施可能 ※なお、当会のコンサルティング(経営指導)を受ける事が必須条件です。																					
対象経費(例)	中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けた中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組を支援するもの 【補助対象経費の具体例】 ◆経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など ・展示会出店費用、ブース造作料 ・のぼり旗等の作成経費 ・新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費 ・新聞、広報誌等掲載に係る経費 ・商品券の印刷経費 ・集客増加を目指す事務所等の修繕経費 ・備品等の購入経費 ◆省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費など ・作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など ◆固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など ・売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費 ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの ※補助対象は、申請取組(事業)の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発 生したものが対象です。交付決定の日以前に着手(発注や契約行為含む)した取組(事業)については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組(事業)であっても、交 付決定日以降の請求・支払が対象となります。 ※人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手 数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、そ の他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。 ※補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。																					
補助金額	【補助金の補助率及び補助上限額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)経営改善型</td> <td>中小企業等 小規模企業 ※1 ※2</td> <td>3分の2以内</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>中小企業(小規模企業除く) ※1</td> <td>2分の1以内</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>中小企業を構成員とする団体等 ※1</td> <td>3分の2以内</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)起業支援型</td> <td>商店街団体</td> <td>3分の2以内</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>創業予定者、中小企業等(創業から5年目までを含む)</td> <td>3分の2以内</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※1.別途専門家派遣も可能です ※2.小規模事業者の範囲は詳細版をご確認ください	項目	対象	補助率	補助上限額	(1)経営改善型	中小企業等 小規模企業 ※1 ※2	3分の2以内	200,000円	中小企業(小規模企業除く) ※1	2分の1以内	300,000円	中小企業を構成員とする団体等 ※1	3分の2以内	200,000円	(2)起業支援型	商店街団体	3分の2以内	200,000円	創業予定者、中小企業等(創業から5年目までを含む)	3分の2以内	200,000円
項目	対象	補助率	補助上限額																			
(1)経営改善型	中小企業等 小規模企業 ※1 ※2	3分の2以内	200,000円																			
	中小企業(小規模企業除く) ※1	2分の1以内	300,000円																			
	中小企業を構成員とする団体等 ※1	3分の2以内	200,000円																			
(2)起業支援型	商店街団体	3分の2以内	200,000円																			
	創業予定者、中小企業等(創業から5年目までを含む)	3分の2以内	200,000円																			
対象事業期間	平成31年4月1日(月)～令和2年1月31日(金)までに実施される事業が対象																					
申請受付期間	令和元年6月24日(月)～令和元年7月25日(木)																					
審査基準	(1)経営改善(商店街:集客)に繋がる工夫を凝らした取組(事業)であること。 (2)経営改善の見直し(売上向上、販路開拓、効率化など)があること。 (3)具体性・計画性があり、実現可能なものであること。																					
その他	(1)補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額のすべてに応じられない場合があります。また、原則、2年連続での採択は認められませんのでご注意ください。 (2)補助金の支払いは、原則、取組(事業)終了後の精算払いとします。 (3)本事業は、「補助金等支援企業フォローアップ調査」の対象となります。翌年度に担当支援員より売上等の推移の調査が行われますので、その際は必ずご協力ください。																					

令和元年度 小規模製造業設備投資等支援事業

小規模企業の生産性の確保・向上に向けて必要な製造工程上の課題解決に係る取組を支援します。

京都府は国内トップクラスの高齢社会となっており、生産年齢人口の減少に伴う人手不足が、製造業を含めてあらゆる業種において深刻化していることから、「生産性の向上」は避けては通れない喫緊の課題となっています。

このような状況下において、これまでから製造コストの削減、納期の短縮、品質の向上などの弛まぬ努力を重ねてきた府内小規模企業に対して、人手不足等に起因する生産上の課題を、自動化設備の導入などにより解決する取組を支援し、生産性の確保・向上を図ることで、持続的発展を促し、府内経済の活性化を図るための支援として実施するものです。

1 申請資格

- ①小規模企業(常時使用する従業員20名以下)
 - ②本補助事業に係る事業活動を遂行する拠点を京都府内に有する者
 - ③中小企業応援隊又は(公財)京都産業21のコーディネータの支援(推薦書)がある者
- *上記のいずれも満たすこと

2 支援内容

補助事業	生産性の確保・向上に向けて必要な製造工程上の課題の解決に係る取組 【想定取組例】 ○最新自動化設備等を導入し、非熟練技能者が代替対応可能な部分を増やすことにより、熟練技能者の作業負担軽減を図り、人材育成時間も確保することで、生産性の向上につなげる取組 ○人手不足等により、納期待ちが著しい部材に係る代替品の調査・技術検証等を行い、代替技術の確立を図ることで、自社の生産計画の安定化につなげる取組 ○生産工程の一部を外注していたが、外注先の人手不足等により、納期遅れが発生していることから、設備投資により解決につなげる取組 (以上は、あくまでも例であり、幅広い申請をお待ちしております)
対象期間	原則として補助金交付決定日から12ヶ月間
補助率	①提案事業の実施に必要な補助対象経費(②に記載の経費除く)の1/2以内 ②土地造成費、建物建設費(付帯工事含む)、生産設備は当該経費の15%以内
対象経費	①旅費、②直接人件費、③材料費・消耗品費、④財産購入費等・備品購入費等、⑤外注・委託費、⑥大学等研究機関との受託(共同)研究費、⑦その他直接経費
申請期間	令和元年8月26日(月)午後5時必着
補助上限	500万円

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業

中小企業の皆様の新商品開発等の新規事業を応援します。

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業は、京都企業を取り巻く環境変化に対応し、中小企業者ひいては京都経済の発展に向け、企業の持つ自社独自の「強み」を活かした新商品開発や新分野進出実現のための事業化の取組みを応援し、地域経済の「成長の芽」となる京都企業の新規創生を目的として、実施するものです。
事業化の段階に応じて3つのコースを設定します。

1 応募資格

- (1)自社独自の強みを活かし、新商品・新サービス・新ビジネスモデル等の開発、新分野進出等の事業に取り組む者
 - (2)本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を京都府内に有する中小企業者
 - (3)中小企業応援隊又は(公財)京都産業21のコーディネータの支援(推薦書)があること
- *詳細は応募要領をご覧ください。

2 応募資格

支援内容	資金支援総額	採択予定
I 事業創生コース 新規事業の見極め及びブラッシュアップのためのテストマーケティング等、事業計画段階で必要となる取組(勉強会・研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査その他の調査、要素技術の可能性検証、技術研修 など)	100万円以内	20件程度
II 事業化促進コース 試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等 ※本コース資金支援規模の範囲内で、製品・サービス提供まで可能な小規模開発・事業展開案件も歓迎します。	1,000万円以内	10件程度
III 本格的事業展開コース 実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資(生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等)、それらと連動した販路開拓等(広報、需要開拓等) ※開発の実績・取組の蓄積等が十分にあることが前提です。	3,000万円以内	10件程度

3 補助率

提案事業の実施に必要な補助対象経費の1/2以内
但し、土地造成及び建物建設費(付帯工事も含む)は15%以内
(上記III 本格的事業展開コースについては量産段階で調達し量産が主用途の設備についても、15%以内とします。)

4 応募期間

令和元年8月26日(月)午後5時必着